

議案第 12 号

日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 32 年日出町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項（見出しを含む。）中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

特別職の給料月額を減額する期間を延長したいので提出する。